

富山地方最低賃金審議会

第2回 富山県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和4年 8月3日(水) 午後1時30分～午後6時20分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 地域別最低賃金額改定の目安について(伝達) 2 労使各側の基本的主張について 3 金額等審議		
議事要旨・議事録	<p>1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について事務局から伝達がなされた。</p> <p>2 労使各側から基本的主張がなされた。</p> <p>(1) 労働者側の主張</p> <p>① 最低賃金近傍で働く労働者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上や、購買力を維持するとの観点からも消費者物価上昇率を考慮した引き上げが必要である。</p> <p>② 連合富山2022春季生活闘争において、6月1日時点の集計結果は2.16%となり、労使で導き出した賃上げの流れを最低賃金の引き上げにつなげ、社会全体の賃金の引き上げをはかることが大事である。</p> <p>③ 日本経済を内需拡大により回復させるため、また、生活困窮度の深刻さが増している最低賃金近傍で働く労働者のためにも、「誰もが時給1,000円」をめざす審議に努めなくてはならない。</p> <p>④ 令和4年7月1日公表の富山県内の5月の有効求人倍率は6か月連続で1.5倍を超え、全国的にみても高い水準にあることも、今回の審議で必要な要素である。</p> <p>⑤ 賃上げしやすい環境整備、取引環境の適正化への支援策によって、自発的に賃上げの原資を確保できる環境の整備のための各種支援策の拡充・強化が重要なポイントである。</p> <p>⑥ 使用者側と労働者側がそれぞれの立場で主張を行い、議論を重ねつつも、最後には労使双方が納得できる内容で審議が収束し、最低賃金引上げ額にかかる答申を取りまとめることを目指したい。</p> <p>(2) 使用者側の主張</p> <p>① 地方の最低賃金は、地域経済の実態を十分に考慮し決定すべきであるが、そうした考え方について、使用者側が納得できる公益委員の説明がない。(公益委員の本来の立場について説明済み)</p> <p>② 中賃の結果には不満である。最低賃金の改定に係る引き上げ額は、100%企業負担であることを理解していない。</p> <p>③ 小規模企業に、3%を超える賃上げを実行する余力はないことを理解していない。</p> <p>④ 最賃は本来の「セーフティネット」の役割に徹するべきで、この場合、引上げる理由は何処にもない。また、扶養控除の枠を最賃額引上げと同時に引かないことは、中央は理解が足りない。</p> <p>2 令和4年8月4日に第3回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。</p>		